

九州管内の再エネ発電設備におけるFIT制度上の法令違反等に係る

情報提供窓口開設のご案内

令和8年4月13日～令和9年3月30日

「固定価格買取制度（FIT制度）」の創設以降、再エネ発電設備の普及が進み、将来の主力電源化に向けて、地域と共生した設備の長期的な運営を目指しています。

一方で、法令違反等の疑いがあり発電設備の近隣にお住まいの方々の不安や、安心安全にかかるトラブルの可能性のある案件が散見されており、主力電源化への大きな障害となっています。

九州経済産業局では、このような「法令違反等の疑いがある九州管内の発電設備」（以降、「不適切案件」と表記）に係るご相談窓口として、「九州再エネコールセンター」を設置し、管内の情報収集と対応策の検討を行って参ります。



適切に運用される
太陽光発電設備の例

九州再エネ発電設備情報提供窓口

九州再エネコールセンター

電話：0120-210-711

メール：kyu-fit-center@kyushu-saiene.go.jp



← QRコードを読み取るとメールソフトが立ち上がります。写真等を送付する際ご利用ください。

<営業時間>

平日/9:00～17:00（12:00～13:00を除く）※最終日のみ12時まで
※年末年始除く ※開設期間：令和8年4月13日から令和9年3月30日まで

不適切案件の例や、ご相談・情報提供から対応に係る詳細は
次頁（裏面）をご参照ください。

本事業は、九州経済産業局より委託を受けて、株式会社地域計画建築研究所が実施しています。



株式会社 地域計画建築研究所

アルパック

Architects, Regional Planners & Associates, Kyoto

本社/京都市下京区四条通柳馬場西入立売中之町99番地
四条SETビル2階

不適切案件の例（太陽光発電設備の場合）

標識・柵塀の不備

- 標識が設置されていない
- 柵塀が設置されていない
- 柵塀の高さが低い、破損している等、設備への侵入を防ぐ機能を果たしていない

等

保守点検・維持管理不十分

- 雑草がはびこり、敷地外への浸出や、沿道の通行障害などが生じている
- 土砂や草刈りの残渣等が流出し、公共の排水路の詰まりなどが生じている

等

その他の事例

- 自治体の定める条例やガイドラインに違反し、所管する自治体の指導に従わない。
- 条例やガイドラインに違反している訳ではないが、対応が不十分。

等

説明会の不備

- 再エネ特措法に基づく説明会の要件（周辺地域の住民の範囲、説明項目等）を満たさない 等
- ※令和6年4月1日、改正再エネ特措法が施行。FIT・FIP認定申請前に改正再エネ特措法に基づく要件を満たす説明会等の開催が必要になった。

【柵塀の不備事例】



第三者が外部から容易に発電設備に触れることができないようになっていない

◆ご参考

OFIT・FIP制度情報公開ページ
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/



○最新のガイドライン（事業計画策定、説明会及び事前周知措置実施 等）
https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_legal.html

○認定情報、説明会開催情報等の公表
<https://www.fit-portal.go.jp/PublicInfoTop>



ご相談・情報提供～対応の流れ

STEP1

九州再エネコールセンターへのご連絡

- 不適切案件と思われる発電設備や事業者について、電話やメールにより情報提供をお願いいたします。

STEP2

不適切性の確認

- 当該案件の不適切性について、センターが確認いたします。
※追加の情報提供などをお願いさせていただく場合がございます。

STEP3

事業者への改善連絡

- 不適切性が明らかな場合、センターから当該事業者等に対して改善連絡を実施します。

STEP4

不適切性の改善確認

- センターから、不適切性の改善確認を実施します。

※情報提供者（通報者）の特定につながる個人情報等は、センター及び九州経済産業局内において提供いただいた事案の対応に必要な用途にのみ利用します。

※一つの案件につき、対応完了まで短くとも1カ月程度を要します。

※原則、発電事業者への対応結果のお知らせ等は致しません。